

環境ニュース No.20

忘年会
新年会
シーズン

おいしく
残さず 食べきりましょう!

忘年会や新年会など、なにかと宴会の多くなるシーズンです。

話に夢中になっている間にもうお開き、いつの間にか手付かずの料理がテーブルにたくさん残っている！なんてことはありませんか？

大きな問題となっている「食品ロス」には、飲食店等における食べ残しによるものも多く含まれており、おいしく食べきることが「食品ロス」の削減にもつながります。

宴会5箇条を実践し、おいしい食べきりを目指しましょう！



- ① まずは、**適量注文**
- ② 幹事さんから「おいしく食べきろう！」の声かけ
- ③ **開始30分、終了10分は、**
席を立たずにしっかり食べる「**食べきりタイム!**」
- ④ 食べきれない料理は**仲間で分け合おう**
- ⑤ **目指すは完食!!**でも、食べすぎ注意
ごみと身体の**ダイエット**を心がけよう



未来の
ために、
いま選ぼう。

環境省が呼び掛けている地球温暖化対策のための『賢い選択』を促す国民運動「COOL CHOICE」。冬は暖房を使いすぎないエコで快適な暮らしにもつながるウォームビズを実践してみませんか。

ぽかぽかをもうひとつ。ウォームビズで冬を快適に過ごそう

ウォームビズは、暖房時の室温を20℃にして快適に過ごすライフスタイルの取組です。「衣」「食」「住」の様々な場面で体温や室温を上げる方法を実践してみましょう。



衣

季節に合わせた服装で体感温度を上げよう！

- マフラー、手袋、レッグウォーマーを活用して3つの首（首、手首、足首）を暖かく
- 保温効果の高い機能性下着で暖かさをアップ
- ひざ掛けやストールを場面に合わせて上手に使うことで快適な暖かさに



服装のほか、血流効果や保温効果など化粧品の機能を活用するのも1つの方法です。

食

みんなが集まれば心も体も暖まります

- 地元食材を活用した鍋で体も室内もあたためる
- みんなで鍋を囲み、他の部屋の暖房や照明はオフ
- 鍋からの湯気による加湿効果
- 冬が旬の食材、根菜類、特にしょうがなど体をあたためる食材をとる

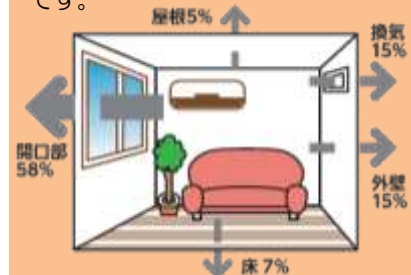


また、冷蔵庫に余っている食材も鍋にするなど、食べ物を無駄にしないことも大切です。

住

あたたかい空気を逃がさない工夫がカギ

- 温度計、湿度計を近くに置いて室内環境を「見える化」しよう
- 冬は窓から逃げる熱が大きいので断熱シート、二重サッシ、厚手のカーテンなどを活用すると効果的です。



【冬の暖房時に外に熱が逃げる割合の例】

薪・石炭ストーブの使用について

薪や石炭ストーブは見た目にも温かみを感じることができ、寒い冬を快適に過ごすことのできる暖房設備ですが、家の外の状況はどうでしょうか？使用方法によっては煙りやにおいを大量に発生させ、ご近所にご迷惑をかけることにもなりかねません。ときどき外の状況なども確認し、ご自身だけではなく、近所のみなさんも快適に過ごせるよう以下のことに気を付けて使用しましょう！

- 1 絶対にゴミは燃やさない
- 2 乾いた燃料を使用する
- 3 一度に大量の燃料を投入しない
- 4 清掃や点検を行う



●畜犬登録をお忘れなく！



●狂犬病予防注射は必ず受けましょう！

予防注射は生後 91 日以上の犬で室内犬・室外犬を問わず年 1 回受けることが義務付けられています。

●犬は適正に飼育しましょう！

公園や道路はみなさんが快適に利用したいものです。特に犬のフンを放置されたら地域住民の方が大変に迷惑します。飼い主の責任において「放し飼いはしない」「フンの持ち帰り」を徹底しましょう。

また、犬の無駄鳴き等により、夜勤明けの方が体調を崩したり、小さな子どもさんが寝付けません。

人と動物が快適に暮らせる町づくりのため、飼い主や市民の皆さんのご協力を宜しくお願いします。

【問い合わせ先】 環境保全課 環境衛生担当 TEL0154-31-4533

ごみ・資源物ステーションの除雪にご協力を！！

ごみ・資源物ステーションに雪の積もった状態では、排出や収集に支障をきたします。また、ごみが散乱する原因にもなります。

特に資源物ステーションはカゴや専用袋の設置が困難となりますので、ご利用されている皆さままで協力して除雪をよろしくお願いします。

※資源物ステーションは釧路地域のみ



【問い合わせ先】 環境事業課 指導担当 TEL0154-24-4146

ごみのポイ捨ては、絶対にやめましょう！！

市では、「釧路市みんなできれいな街にする条例」を定め、ごみのポイ捨てを禁止しています。清潔で住み良く、多くの観光客の方々にも快適に過ごして頂ける釧路市を維持するため皆さん一人ひとり意識を持ってポイ捨ては絶対にやめましょう！！

【条例の抜粋】

第 7 条 何人も、道路、公園、河川、海岸その他の公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地に、空き缶等及び吸い殻等を捨ててはならない。

※違反した場合には、罰則規定があります。

この条例で定める対象物

空き缶等～飲み物が入っていた缶やビン、紙パック、ペットボトルなど
吸い殻等～たばこの吸い殻、紙くず、発泡スチロール製容器、犬のふんなど、
捨てるのごみ散乱の原因となるもの

(お願い)
マナー違反で危険な歩き
たばこもやめましょう！

10月23日(水)
「ごみのポイ捨て禁止」等呼びかける街頭啓発を
実施しました！！
主催：釧路市まちをきれいにする推進協議会
場所：イオンモール釧路昭和店



【問い合わせ先】 環境事業課 廃棄物対策担当 TEL0154-31-4551

ペットボトルの排出方法について

必ずキャップを外して軽く中をすすいでから資源物として
下記の方法で排出してください。

(釧路地域) 資源物ステーションに設置された専用袋に
排出してください。

(阿寒地域・音別地域) ごみステーションに資源物として
透明・半透明の袋で排出してください。

キャップと外れたラベルは、プラスチック製容器包装として排出
してください。



【問い合わせ先】 環境事業課 廃棄物対策担当 TEL0154-31-4551